

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目 次

選管告示
選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等
在外選挙人名簿に係る縦覧の期間



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十五年四月十日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十五年四月十日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三條の十一第二項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

縦覧の期間 平成二十五年四月十一日

平成
二十五年
三月
二十九日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁